

平成30年度(2018年度) 珠算能力検定試験実施要項

1. 主 催 日本商工会議所・瀬戸商工会議所

2. 試験日時・申込期間

回	試験日	受付期間	合否通知日(予定)
第213回	平成30年 6月24日(日)	4月16日(月)～ 5月16日(水)	6月29日(金)
第214回	平成30年 10月28日(日)	8月20日(月)～ 9月19日(水)	11月 2日(金)
第215回	平成31年 2月10日(日)	12月 3日(月)～ 平成31年1月 4日(金)	平成31年 2月15日(金)

(開始時間) 午前 9時 珠算1級、珠算4級～6級、珠算3級②
午前10時 珠算2級
午前11時30分 珠算3級①

※珠算3級の試験時間は主催者にて指定させていただきます。

※同一人が同じ回の同じ級の試験を重ねて受験することはできません。もし、重ねて受験した場合は相応の処置をいたします。

3. 試験会場 瀬戸商工会議所

愛知県瀬戸市見付町38-2 TEL.0561-82-3123

4. 受験料 珠算1級 2,300円(税込)

珠算2級 1,700円(税込)

珠算3級 1,500円(税込)

珠算4級～6級 1,000円(税込)

※平成29年4月1日から受験料が変更となっております。

5. 受験資格 制限なし

6. 出題範囲・試験時間・合格基準(別紙参照)

7. 申込方法 ①本商工会議所所定の申込用紙に必要事項を明記し、受験料を添えて瀬戸商工会議所までお申込みください。(郵送不可)

②申込み後の受験料は試験施行中止などのほかは返還いたしません。

※なお、「申込書」は楷書ではっきりと記入してください。

8. 合格発表 試験の合否、成績についての電話・文書による問い合わせには応じません。

9. 珠算能力検定試験受験者への注意

I. 試験開始時刻を間違えないように注意してください。時間に遅れると原則受験できません。

II. 受験者は、試験開始時刻までに入場し、指定された席につくこと。

III. 受験するときに持参するもの。

(1) 受験票

(2) 筆記用具 (※消しゴムの使用は禁止)

(3) そろばん

(4) 氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できる身分証明書 (運転免許証、旅券 (パスポート)、社員証、学生証など)。ただし、小学生以下の方は必要ありません。身分証明書がない方は、商工会議所まで事前にご相談ください。

IV. 答案記入上の注意

【1級～6級共通】

①答は、定められた欄の中に、はっきりと書くこと。

②答をたてに書いたり、二段に書いたりしないこと。

③答を書き直す場合、定められた欄の中に書けないときには欄外に書いて、答の頭にその問題の番号を○または () でかこむか、その欄またはその問題と矢印で結んで書くようにすること。

④答を二つ以上書いたりしないこと。

【1・2・3級】

⑤答の1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ (,) をつけること。

⑥無名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) 0.25 1,427.39 2,905,406

⑦端数の処理をした無名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) 3級の場合 (小数第3位未満の端数を四捨五入したとき)

そろばん面	答
0.4595·····	0.460 0.46
5.2004·····	5.200 5.2

⑧端数の処理をしなかった無名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) 3級の場合

そろばん面	答
0.45·····	0.45
5.2 ·····	5.2

⑨名数の答は、次の例のように書くこと。

(例) ¥9,528 ¥9,528. 9,528

[注] 答の頭には、円の記号 (¥) をつけるのが原則であるが、つけなくてもよい。

⑩答を書き直す場合は、その答の全部を横線で消して書き直すこと。

⑪コンマや小数点は、数字のあいだに書き、数字にふれたり、数字にかさならないようにすること。

⑫同じ数字やコンマ、小数点でも二重に書いたり、なぞったりしないこと。

【4級～6級】

- ⑬答の1の位または円の位以上には、3位ごとにコンマ(,)をつけることが原則であるがつけなくてもよい。
- ⑭名数の答の頭には、円の記号(¥)をつけるのが原則であるが、つけなくてもよい。
- ⑮答を書き直す場合は、その答の全部を横線で消して書き直すこと。

V. その他の注意

【1級～6級共通】

- ①計算開始の合図があるまでは、文ちん・下敷きなどを用いて、計算の準備をしないこと。
- ②計算開始の合図があるまでは、問題用紙を開かないこと。
- ③アラーム時計を使用するときは音を出さないようにすること。
- ④受験票を紛失したり、忘れてきたような場合は、試験当日、試験開始前に再交付を受けて受験すること。
- ⑤携帯電話の電源は完全に切れるようにしておくこと。
- ⑥試験場への来場に際しては、事故などに注意すること。なお、この試験については見舞金制度があるので、試験場および往復途上において事故にあった場合は、試験委員まで申し出ること。
- ⑦試験会場へは、公共交通機関をご利用ください。自動車での送迎等をご遠慮ください。
- ⑧試験場内では全て試験委員および係員の指示に従うこと。正当な理由なく指示に従わない者、また、不正行為のあった者は退場していただきます。

◎申し込み・お問い合わせ先 瀬戸商工会議所 珠算検定担当

(瀬戸市見付町38番地の2 電話0561-82-3123)

《受付時間》午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日は除く)

(別紙) 【出題範囲・試験時間・合格基準】

級	区分	内容		得点	試験時間	合格基準
1級	みとり算	10けたの加算または加減算 (1題10口・総字数100字)	10題	100点	30分	300点満点で 240点以上
	かけ算	実5けた～7けた 法4けた～6けた 実・法合わせて11けた	20題	100点		
	わり算	法4けた～6けた 商4けた～6けた 法・商合わせて10けた	20題	100点		
2級	みとり算	8けたの加算または加減算 (1題10口・総字数80字)	10題	100点		
	かけ算	実4けた～6けた 法3けた～5けた 実・法合わせて9けた	20題	100点		
	わり算	法3けた～5けた 商3けた～5けた 法・商合わせて8けた	20題	100点		
3級	みとり算	6けたの加算または加減算 (1題10口・総字数60字)	10題	100点		
	かけ算	実3けた～5けた 法2けた～4けた 実・法合わせて7けた	20題	100点		
	わり算	法2けた～4けた 商2けた～4けた 法・商合わせて6けた	20題	100点		
4級	みとり算	5けたの加算または加減算 (1題10口・総字数50字)	10題	100点		
	かけ算	実3けた～5けた 法2けた～4けた 実・法合わせて7けた	20題	100点		
	わり算	法2けた～4けた 商2けた～4けた 法・商合わせて6けた	20題	100点		
5級	みとり算	4けたの加算または加減算 (1題10口・総字数40字)	10題	100点		
	かけ算	実2けた～4けた 法2けた～4けた 実・法合わせて6けた	20題	100点		
	わり算	法2けた～3けた 商2けた～3けた 法・商合わせて5けた	20題	100点		
6級	みとり算	3けたの加算または加減算 (1題10口・総字数30字)	10題	100点		
	かけ算	実2けた～3けた 法2けた～3けた 実・法合わせて5けた	20題	100点		
	わり算	法2けた 商2けた 法・商合わせて4けた	20題	100点		

(注) 表中の用語

- (1) 「かけ算」 ①実(じつ): 被乗数(かけられる数) ②法(ほう): 乗数(かける数)
(2) 「わり算」 ①法(ほう): わる数 ②商(しょう): 答(こたえ)

「受験者への連絡・注意事項」

1. 商工会議所検定試験の申込時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成（受験者および合格者に係るデータベースの作成を含む）、合格証書・合格証明書の発行および商工会議所検定試験に関する各種連絡、各種情報提供、データベースを活用した検定普及策の検討に使用し、目的外の使用はいたしません。
2. 受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書（氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの〈例〉運転免許証、旅券（パスポート）、社員証、学生証など）を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方は、受験希望地の商工会議所（または試験施行機関）にご相談ください。
3. 試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
4. 取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっておりますので、受験された商工会議所にお問合せください。但し、答案の公開、返却には一切応じられませんので、予めご了承ください。
5. 合格証書の再発行はできません。合格証明書の発行につきましては、受験された商工会議所にお問合せください。
6. 一度申し込まれた受験料の返還は認めません。
7. 一度申し込まれた試験日の延期・変更は認めません。
8. 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。
9. 試験会場への来場は時間厳守としてください。
10. 次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
 - ・試験委員の指示に従わない者
 - ・試験中に、助言を与えたり、受けたりする者
 - ・試験問題等を複写する者
 - ・答案用紙を持ち出す者
 - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
 - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
 - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
 - ・その他の不正行為を行う者
11. 試験中の飲食、喫煙はできません。
12. 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
13. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または、火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。
14. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点ができなくなった場合は、当該受験者に受験料を全額返還いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。